（農業災害補償法施行規則の一部改正）

第五条　農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「法第百四十二条の四」を「第百四十二条の四」に、「別記様式による証票」を「その身分を示す証明書」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

別記様式を削る。

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「、地方農政事務所及び」を「及び地方農政局の地域センター、」に改め、「北海道農政事務所」の下に「及び北海道農政事務所の地域センター」を加える。

（農業委員会等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　農業委員会等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条を削る。

別記第七号様式を削る。

（海面漁業生産統計調査規則の一部改正）

第八条　海面漁業生産統計調査規則（昭和二十七年農林省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項から第七項までを次のように改める。

5　この省令で「実査機関」とは、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）第二百二十四条第三号の規定により地方農政局長の指定する区域にあつては地方農政局、同令第三百十四条第三号の規定により北海道農政事務所長の指定する区域にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センター）をいう。

6　この省令で「取りまとめ地域センター」とは、都府県庁所在の市（特別区を含む。）に置かれる地方農政局の地域センターをいう。

7　この省令で「取りまとめ地域センター等」とは、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）にあつては取りまとめ地域センター、地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。

第三条中「（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）」を削る。

第五条第二項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を「電磁的記録媒体」に改める。

第五条の二第二項中「センター長」を「実査機関の長」に改める。

第六条第二項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に、「センター長」を「実査機関の長」に、「提出し」を「送付し」に、「電磁的記録」を「電磁的記録媒体」に改める。

第八条第一項中「センター長」を「実査機関の長」に、「提出された」を「送付された」に、「又はフレキシブルディスク」を「又は電磁的記録媒体」に改め、「調査票に」の下に「記録されている情報（以下「調査票情報」と総称する。）に」を加え、「センターの管轄区域別の結果」を「当該実査機関による調査が行われる区域別の調査票情報及び集計結果」に、「フレキシブルディスクを作成し、地方農政事務所長等に提出しなければ」を「電磁的記録を作成しなければ」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　地方農政局の地域センター（取りまとめ地域センターを除く。）の長、北海道農政事務所の地域センターの長及び沖縄総合事務局の農林水産センターの長は、前項の規定により作成した電磁的記録を電子情報処理組織を使用して取りまとめ地域センター等の長に送付しなければならない。

3　取りまとめ地域センター等の長は、前項の規定により送付された電磁的記録（取りまとめ地域センター等の長が実査機関の長である場合にあつては、第一項の規定により作成した電磁的記録を含む。）に基づき、調査の種類ごとに都道府県別の調査票情報及び集計結果を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。この場合において、取りまとめ地域センターの長が送付しようとするときは、地方農政局長を経由して行わなければならない。

第九条の見出し中「磁気テープ」を「電磁的記録」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「磁気テープ」を「電磁的記録」に、「地方農政事務所」を「地方農政局の地域センター」に、「審査・集計事務所」を「審査・集計センター」に改め、同条第三項中「審査・集計センター」に、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、審査・集計センターの長が送付しようとするときは、地方農政局長を経由して行わなければならない。

第九条第四項中「地方農政事務所長等」を「取りまとめ地域センター等の長」に、「磁気テープ」を「電磁的記録」に改め、「作成し、」の下に「電子情報処理組織を使用して」を加え、「提出しなければ」を「送付しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、取りまとめ地域センターの長が送付しようとするときは、地方農政局長を経由して行わなければならない。

第九条第五項中「前二項から第四項まで」を「前三項」に、「磁気テープ」を「電磁的記録」に、「提出」を「送付」に改める。

第十条中「第八条第二項」を「第八条第三項」に、「結果、同項又は同条第三項の規定により提出された関係書類」を「集計結果」に、「提出された漁業種類別結果表」を「送付された漁業種類別結果表」に、「提出された磁気テープ」を「送付された電磁的記録」に改める。

第十二条の見出しを「（調査票情報及び結果表の保存）」に改め、同条第一項中「第八条第二項又は第三項の規定により提出された関係書類及び」を削り、「提出された磁気テープ」を「送付された電磁的記録」に改め、「経過する日まで、」の下に「第八条第三項の規定により送付された調査票情報を収録した電磁的記録及び」を加え、「収録した磁気テープ」を「収録した電磁的記録」に改め、同条第二項中「審査・集計事務所」を「審査・集計センター」に改め、同条第三項中「地方農政事務所長等は、第八条第二項」を「取りまとめ地域センター等の長は、第八条第三項」に、「結果」を「集計結果」に、「フレキシブルディスク」を「電磁的記録」に改め、「、同項の規定により作成した関係書類を調査年の翌年の一月一日から起算して五年を経過する日まで」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　実査機関の長は、第八条第一項の規定により作成した電磁的記録を永年保存しなければならない。

（飼料需給安定法施行規則の一部改正）

第九条　飼料需給安定法施行規則（昭和二十八年農林省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、地方農政事務所」を削る。

（漁業センサス規則の一部改正）

第十条　漁業センサス規則（昭和三十八年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第七項を次のように改める。

6　この省令で「地域センター等」とは、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）第二百二十四条第三号の規定により地方農政局長の指定する区域にあつては地方農政局、同令第三百十四条第三号の規定により北海道農政事務所長の指定する区域にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センター）をいう。